

## 奈良地方裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成15年11月17日（月）13：30～16：00

### 2 場所

奈良地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）国枝よしみ、斎藤清二、阪本守、阪本道隆、相良博美、谷隆、東尾龍一、  
平田静太郎、松本ハル、横山房子、吉浦正明、若林諒  
（説明者）井内民事首席書記官、黒坂刑事首席書記官  
（事務局）藤原事務局長、倉田事務局次長、藤井総務課長

### 4 議事（□：委員長、○：委員、●：事務局等）

- (1) 所長あいさつ
- (2) 各委員の紹介
- (3) 委員長の選任について

- 地方裁判所の議事、運営等について民意を反映させるという地裁委員会の趣旨からいくと、裁判所の実情等を一番よく知っていると思われる若林委員を委員長として推薦させていただく。
- 当委員会は、地方裁判所の運営に関して裁判所の諮問に応ずる役目と、委員会が積極的に裁判所に対して意見を述べる役柄を持ち、審議会としての性格を帯びているから、審議会が対象となる組織に対して意見を述べるときに、その長が対象となる裁判所の長であるということはふさわしくない。地裁委員会制度をつくる際に最高裁の一般規則制定諮問委員会において、幹事である鹿子木裁判官が、「裁判官はオブザーバーでいいではないかということもあるが、オブザーバーということであれば自由に物が言えないので、委員に入れてもらった方がいい」という旨の意見を述べており、それで、委員に裁判官も入ることに決まった経過がある。本来はオブザーバーでも構わない者が、委員会の長になってその委員会をリードするということは、委員会の趣旨にそぐわない。地裁委員会は広く裁判所の運営ということで、検察官や弁護士もその問題とする対象、範囲に含まれているので、委員長は法曹関係者以外の学識経験者の中から選ぶのが最もこの委員会にふさわしいのではないか。誰が最適者かを推薦する資料を持たないが、少なくとも裁判所長を初め、法曹関係者が委員長になることはふさわしくないと思う。
- 学識経験者の中には裁判所の内容をよくわかっている人もいるとは思うが、第1回の委員会であるので、委員長には若林委員を推薦する。
- 裁判所の事情等わからない点が多いので、委員会の中で自由に発言ができるというような形であれば、それほど形式的なことにこだわらなくてよい。若林委員になってもらい、自由に意見が出るような形でやっていただければ十分だと思う。

○ 委員長は、委員会の議論をリードし、ある方向に導くというものではなく、会務を総理し、委員会を代表するものに過ぎず、規則上も特別な権限はない。また、委員会の開催には、事務局の準備等が大変であり、委員会が開かれる都度、委員長としばしば打ち合わせをして準備等をしていかなければいけないが、裁判所の委員であれば、事務局と意思疎通もでき、準備についてうまくやっていけると思うので、当面問題がなければ、若林委員に委員長をしていただければと思っている。

● 若林委員を委員長にという声が大勢のようなので、そういうことで進めさせていただきたいよいか。

(異議なし)

(4) 委員長代理の指名について

地方裁判所委員会規則第6条3項に基づき、東尾委員を委員長代理に指名する。

(5) 議事の公開について

意見交換した内容については、意見の大要を議事概要として掲載することでどうか。逐一名前を掲げて逐語録的に掲載するかどうかはともかくとして、意見の内容を掲載するという方向が相当ではないかと思うが、どのような形で公開するのがよいかの意見を伺いたい。

○ 委員長の提案としては議事概要をホームページに公開するという趣旨であったかと思うが、この制度を立ち上げた最高裁の一般規則制定諮問委員会では、地裁委員会規則とは別個に、4点にわたる確認事項が確認されており、その第3項で、委員会及び部会の議事の公開については、議事録を公開するとともに、報道機関に議事を公開するのが相当であると考えるとして、議事録を公開するのが相当だという確認事項を付している。委員長の言う議事録の概要の公開というのは、議事録の公開には当たらないわけであり、あえて議事録の概要でとどめようという趣旨は何か。

概要と言っても、ここで出た意見は逐一記載するという意味であり、要は発言を遠慮なくしていただくという意味で、まず発言者の名前を掲げるには異論があるのではないかという点が1点である。もう1点は、話し言葉で話したもののは、重複や前後矛盾の発言もあり、それを読みやすい、見やすい形の発言に整理した形の記載をするという意味である。全く骨だけの幾つかの論点についての数行程度のものという意味ではなく、出された意見は基本的には掲げるという意味である。

○ 基本的には議事録の公開であるが、発言者については伏せるという趣旨か。

とりあえず私が申し上げたのは、議事録の公開という意味ではない。確かに議事の概要の公開であるが、内容的にはここで出された意見は網羅するという趣旨である。こういう形で掲載してほしいという意見をいただきたい。

○ 各委員が個人的にどのような意見を述べたかが問題ではなくて、国民の目から見て、地方裁判所がより活用しやすいためにはどのようなことをしてもらった方がいいのかという一般的なことを議論する場ではないかと理解している。その場で思ついたことが、ひいては開かれた裁判所の一助になる場合もないわけではない。名前が出るとなると、将来的にわたって気構えてしゃべらないといけない、変なことを言うと変に思われるのではないかなど、萎縮する面も私自身ないわけではないので、どのような問題でも、あるいはわかり切った問題であっても、自分がわからな

ければ国民もわからないという視点で自由闊達に話すという意味においては、発言者の名前を掲載しない方がいいのではないか。

また一言一句、逐語録的に発言を公開するとなると、読者の側も何を言っているのか理解しづらい面もあると思われる所以、要旨、あるいはこの委員会でどのような意見が出されて話し合われているという程度の公開でいいと思っている。

- インターネット上で興味を持って読ませるという形であれば、一字一句すべての部分を議事録上に載せたものを公開することは、不的確だと思う。
- 個人名が出ると、組織の代表の意見にとられかねないということを一番心配する。他の方も同様だと思うが、組織の名前が出て私の名前が出ると、これが組織の意見だととられるおそれがあるが、私は組織を代表してしゃべっているわけではないので、やはり名前は伏せる方がいいと思う。
- また、私はふだんから裁判所の判決文は日本語ではないと言っており、本当にわかりにくい。一般の人にもわかりやすいような形での公開がいいのではないか。それがこれから裁判所が向かっていこうという世の中の先取りではないかと感じる。
- 大勢の意見に従い、概要という形ではあるが、内容は公開した場合によく理解できるような形で記載するということで、ホームページに記載するということにさせていただく。そういう意味で公開をさせていただく。

#### (6) 委員会の開催回数について

- 事務局から年2回程度と提案した理由、経緯等を説明されたい。
- 年複数回開催を実施すべきではないかという観点から当庁でも検討したところ、委員会を開催するに際しては、やはり充実した意見交換を行っていただくためにも、事務局として十分な準備が必要であること、また、各委員はそれぞれ大変繁忙な中、時間を割いて出席いただいているということも勘案し、その負担という点からも年2回という線が適当なところではないかと考えた次第である。
- 年2回となると任期の2年間で4回しか委員会を開かないということになる。従前の家裁委員会が形骸化し、その反省の上に、今回、地裁委員会を立ち上げるということを最高裁自身も認めているが、家裁委員会が形骸化した原因の1つに、ほとんど開催されなかったという問題がある。したがって、2回と限定するのではなく、必要に応じて、それが年間4回必要であれば4回、5回ならば5回と、特にこの地裁委員会では部会の設置が認められているので、できるだけ部会で日常的な調査、あるいは検討等を踏まえて、その整理のために全体会議が必要であれば、その都度開催するということで、特に2回というように今日の段階で決めることはふさわしくない。
- 裁判所の年2回と、委員が言った複数回とは、必ずしも矛盾しないと思う。年2回最低限開くが、それ以外でも、開く必要があると思った委員がこういう事項で議論をしたいと事務局に申し出をし、検討して開く必要があれば各委員に諮り、開く必要があるという結論になれば開かれるということになると思う。年2回というのは年2回しかやらないというわけではないので、委員の方で積極的に、例えば裁判員制度の問題について早急に議論したいとかいった申し出があれば当然開かれることになる可能性も高いと思う。

- この2回というのは、先ほどの理由以外にも、本年1月に開催した家裁委員会の席で、新しい制度に向かってということで委員にアンケートをとらせていただいたが、その際、複数回開催するとした場合の回数としては年2回の開催というのが大多数を占めたというデータもあるということを参考までにお伝えする。
- (年2回は最低限であり、それ以外にも必要に応じて聞くという) そのような趣旨で進められていくのであれば、それがこの委員会の総意ということであれば、私はそれで結構である。
- 原則年2回ということでいいのではないか。4回必要であれば4回してもいいし、必要でなければ1回でもいいということで、原則2回ということでいいと思う。
- 開催については、原則2回とするとさせていただく。

#### (7) 委員提出の文書等の配布について

- 今後委員会を開催していく上で、回数がある程度少ないということになると、文書やメールなどでも意見交換ができるといった委員間の意見交流が非常に重要なと思う。今回、私が出した意見書も裁判所が聞きおくということで、各委員の手元には配布をされていない。連絡先がわかった委員には送らせてもらったが、お互いいろいろな意見、資料をみんなに出したいというときに、自由に行えなくてはおかしい。そういう意味で、各委員が出した意見書、資料等を裁判所の事務局でコピーをしてもらい、各委員に配布してもらうということをルール化していただきたい。
- 委員が個人的に自分の文書を各委員に配布すると、結局、他の人にわからない状況になってしまふので、個人的に配布するよりは、委員が原則年2回の委員会の間に意見等を表明したい場合には、きちんとしたルートを通してやった方がいい。事務局の手数になるかもしれないが、事務局に提出してもらい、事務局の方から各委員に配布するという便宜は、本来図った方が私もいいと思う。
- 私も賛成である。今回の委員会に先立ち弁護士会から資料が送られてきたときに、何かなと思った経過があるので、出された意見を事務局で労をとってもらい、そちらから各委員に送ってもらう方がいいと思った。
- 今の提案は、委員がある一定のことについて意見を持っている場合に、その意見を他の委員に配布してもらいたいという趣旨であれば賛成である。しかしながら、例えばある一定の委員が、自分はこの件についてはこういう意見を持っているが、他の委員に対してこの意見について答えてほしいとか、意見でもって答えていただきたいとかいうことは、あってはならないことだと思うので、定期委員会又は臨時委員会の開催に当たり、その意見は意見として事務局を通して配布されることはいいが、例えば他の意見を回答してほしいとかいうのは行き過ぎであるので、先ほどの意見を他の委員に配布するという限度において賛成したい。
- 事務局の方でいろいろ資料を作るという点について、事務局で何か意見はあるか。
- 当然この地裁委員会での意見交換に資するための資料という趣旨での提案であると思うので、その範囲を逸脱するようなもの、特定の事件の対応に関するものなど、少し意見交換にそぐわないようなものを出された場合に、事務局だけの判断でそれを配るのはどうかということはある。そのあたりも配慮いただいた上であれば、事務としては特に支障はないと思っている。委員会の趣旨にのっとった形での意見交

換がスムーズにできればと思っている。

- 意見書を書く委員がいた場合に、1号委員とその他の委員の専門性のレベルも随分違ってくると思うが、その点はどのように考えているか。
- 地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるという趣旨からすれば、専門性よりも、一般国民として今の裁判所制度について持っている素朴な疑問をお互いに出し合うというのが、この委員会の本来の姿ではないかと思う。私も法曹関係の内実にはある程度通じているが、逆にその中で感覚が麻痺している部分も多々あるので、法曹以外の委員から積極的に裁判所や法曹を批判する意見を出してもらえば、実のある討論や委員会になっていくのではないかと思っている。その関係で、委員会がないときでも、例えば先ほど回答を求めるような意見の出し方はふさわしくないと言われたことについては私もそう思う。少なくとも、法曹関係が他の委員に何か回答を求めるような意見の出し方はふさわしくないと思うが、例えば非法曹委員が意見を出すときに、情報入手のために裁判所、検察庁、弁護士に尋ねるということはいくらあってもいいのではないか。そのような意味で、法曹関係をもっと利用、活用して、意見を出してもらえばありがたいと思っている。
- 大体皆さんの言われることを聞いていて、そのとおり非常にいい運営のできる委員会になるのではないかという気がしている。私も全くどういうことをやるのかがわからなかったが、安心していろいろ思ってること、周囲の考えてることを言わせてもらえる機会もあるという気がしている。
- 意見を文書で提出した場合には、写しを各委員に配布してほしいというのが大半の意見のようであるから、提出される意見については、各委員がそれぞれ良識の範囲で出してもらえるということを前提にして、今後そのような取扱いをするという委員会の決定にしたい。

(8) 奈良地方裁判所の事件の状況等について

東尾委員から民事事件、刑事事件及び簡裁事件の概況説明を行った。

(9) 意見交換（テーマ：裁判所は利用しやすいと思いますか。）

- 本日の意見交換テーマに関して、モデルケース1、モデルケース2を参考にしていただき、意見があれば自由に発言いただきたい。
- 個人的な金銭トラブルで、まず裁判所に相談に行こうと一般の人が普通は考えるかということを思った。多分私であれば、弁護士にまず行くと思う。一般の人に裁判所でこのように相談できるという認識があるのかというのが正直思ったところであり、総合案内で職員が対応しているというのも少し驚いた。書記官が最初にする説明は、例えば患者と医者の場合には、このごろインフォームド・コンセントということで、リスクの話をしてもらえると思うが、書記官の説明は多分予見できないところをかなり先を見越して、言ってもらっているという感じを持った。
- 金銭トラブルで弁護士事務所に相談に来る人は非常に多いが、いきなり弁護士のところへ来るのは少ない。弁護士も敷居が高いと思われており、まず友人、議員に相談するなど、いろいろやったあげくの果てに弁護士のところに相談に来るのであり、いきなり裁判所へ行くというのは、非常に希有な例ではないか。
- どういうルートの依頼者が実際多いのか。

- 弁護士に相談に来る人というのは、大きく分けて3種類ある。1つは、元依頼者や依頼者の親戚等の紹介で来るという人で、これは弁護士の年期が長くなればなるほど相談を受ける件数のほぼ8割を占める。2番目は、弁護士会開催の法律相談や自治体から委託を受けた法律相談で、20分間聞いた後引き続き聞いてほしいということで事務所へ来る。3番目が、いわゆる飛び込みといって、看板や電話広告を見て訪ねて来る。大きく分けて3種類であるが、ほとんどは前の2者だと思う。
- 一般の人は、まず最初に裁判所へ行って相談しようということは考えつかないものなのか。
- 私の回りで聞いた裁判所のイメージは、事件の当事者同士がそこへ行き判決を受けたり、紛争を解決したりするというものである。また、我々の小さいとき時代劇でよく見た大岡越前守の裁かれる場所だというイメージがあり、相談する場所というイメージは、県民や市民には少ないという感じはしている。モデルケースは、来させてからのが書いてあるが、開かれた裁判所というのであれば、来させる前にまず知らせることである。「今地方裁判所や簡易裁判所にはこういう商品アイテムがあるからどんな形ででもご相談にいらっしゃいよ」というような形の広報といった知らせる部分の業務をもう少し頻繁に発信していくことによって、裁判所へ相談に行ってみようとなるのではないか。
- 相談に来る前提として、事前に知らせないといけないということか。
- お白州の場みたいなイメージを持っている。非常に古い考え方かもしれないが、傍聴もたくさんできるという話をしても、またその言語が難しいし、事件そのものよりも何号という形の掲示が非常にわかりにくい。そういう意味ではもう少しありやすく知らせるという形が必要で、知らせて魅力があれば絶対的に来ると思う。要は「知らせ」と「来させ」をどういう形でしていくべきかである。
- 裁判所を知ってもらうのに何か具体的なことをやっているか。
- 窓口にいろいろなパンフレット、申立書の用紙を置いている。申立書用紙は、貸金、売掛代金、敷金返還請求等各種の書式をそろえている。ただ、裁判所に行けばそれがあるということが、一般の人には伝わっていないのが現状でないかと思う。
- こういうときには裁判所に相談に行けばいいとわかるような書類を、一般的人がよくいるところで配布するなどはしていないのか。
- 最高裁判所のホームページでも同じような形で掲載されているが、奈良地方裁判所のホームページでさまざまな手続案内を載せている。各書式類もそのホームページから直接ダウンロードできる形で提供させていただいている。あわせて自治体等には、裁判所をPRするパンフレット類を市民の方が足を運ばれる場所に置かせていただくようお願いしている。これまで少しでも広報ができればと取り組んではいるが、まだまだ努力不足、勉強不足と思うので、大いに意見を賜りたい。
- 裁判所のホームページはわかりやすい、充実した広報の内容になっているか。
- 最高裁判所のホームページは非常にわかりやすいと思う。とても親切で、見やすい感じがした。奈良地裁のホームページは、一回一回戻ってメニューを見ないといけないようになっていたので、もう少し何か詳しく載っている方がいい。
- もう少しホームページの内容、方法を充実したものにする必要があるが、ホーム

ページの編集は事務局でしているのか。

- 奈良では事務局でやっている。指摘のとおり、最高裁では相当詳しい手続案内が出ており、下級裁判所もほぼそれを流用できる状況にあるので、重複して掲載していないが、まだまだ工夫の余地はあると思うので、検討していきたい。
- 奈良のところを見れば最高裁に書いてあるものもそのまま見られるというように、場合によれば、重複する形でもいいのかもしれない。
- 最高裁のホームページは、いろいろな判例等が出ており、専門家は、これをダウンロードしているのではないかと思う。特に海外の判決例なども使えると聞いており、奈良地裁でそれが必要かどうかはわからないが、ホームページであれば、そういういろいろな使い方があるのかなという気はする。
- 2号委員、3号委員で、裁判所のホームページを利用されているか。
- 最高裁のホームページは、特に今司法改革の関連でいろいろな問題が討議されているので、最高裁と総理府関係は結構開くが、奈良地裁のホームページは、たまに開いて、問題になった事件の判決が出ているのを見るぐらいで、判例を調べるために見に行くというのは余りない。
- 簡裁の窓口で書記官が説明をすれば、相談に来た人は、それではこれでと、その場で決めるケースが多いのか。
- 「家で相談してくる」といったん持ち帰る人もいれば、簡単な貸金程度で、その場で調停の申立てをする人もおり、全員が全員その場で決めるということはない。
- お金を返してもらう方法としては、裁判所が一番いいのか、他の方法もあるのか。
- 100万円ということであれば、やはり裁判所ではないか。
- 大変手数料は高いであろうが、まずは弁護士が解決してくれるのではないか。裁判所は、余り高くななく、職員もよく教えてくれる気がするので、非常にいいと思う。
- 弁護士に相談に行くと、通常は30分5,000円という表示があり、5,000円も取られるのかと思われる方が多いが、現実には、奈良県下ほとんどの市、町で、自治体が無料法律相談を実施している。これは奈良弁護士会が自治体から委託を受けて弁護士を派遣し、相談に当たっているが、自治体や社会福祉協議会の相談は、地元民は無料、交通事故関係の損保協会の相談は奈良県民であれば全員無料である。また、地元では相談をやっていない他市の在住者で、一定収入が少ない方については法律扶助で無料の法律相談が受けられる。このように、結構無料の法律相談制度がたくさんあり、弁護士会や自治体に聞いてもらった方がよくわかる。
- 弁護士会自体も無料法律相談を今度中和でも作ったと聞いているが。
- 今は無料の方が多い。8年ぐらい前に五條に南和法律相談センターを設け、この間、中和にも高田に法律相談センターを設けた。これはいずれも無料である。
- 方々で無料相談をしていただいているが、非常に皆感謝していると思うが、実際それを受けて裁判に持っていくと、若干高くなるのではないかということである。
- 消費者センターでは、結構このような相談が多いが、やはり最終的には裁判所だと思う。無料相談は確かにあるが、20分では初めから詳しく説明したり、説明を受けたりする時間がないから、一応受けてみて、自分で内容証明を出すことがあるが、支払督促を受けて初めて払う気になる人が多いみたいなので、すぐではなくて

も、最終的には裁判所へ行くと思っている。

- 裁判所への相談が一般化して、どんどん相談が増えていった場合に、人員の対応はできるのか。
- 司法制度改革の流れから、現実にものすごく事件が増えてくれば、財政当局も一定程度は考慮してくれるのではないかと思う。
- 大阪の簡易裁判所や新しくできた京都の簡易裁判所などは、相談センターが非常に充実しており、相談者のプライバシーもある程度保護されながら一度にたくさん相談を聞けるシステムができ上がっている。その点は非常にいいが、対応できる職員が少ないので、同時に5人、10人と対応できるだけの陣容をせひとも備えていただきたい。弁護士会が最高裁に対して、裁判官初め陣容をどんどん増やしてほしいと要求は出しているが、なぜか最高裁は今の陣容で足りているという回答なので、どんどん地元から声を出していただきたい。
- 支部にはこういう窓口があるのか、また、電話相談はやっているのか。
- 裁判所は、支部も簡易裁判所もそれぞれ窓口で書記官が事情を聞いた上で、制度の説明等は全部やっている。電話相談については、どうすればよいかという質問には答えにくいが、制度の説明は電話でも話している。
- 簡易裁判所の相談窓口で応対している書記官は、相談員として常駐しているのか。
- 窓口の受付係が相談と事件の受付全般をやっている。そこでは制度の説明はするが、裁判所の方も相手方のあることであり、一方当事者だけの有利にということはできないので、あとは当事者に決めてもらうことになる。
- そもそも裁判所としては、そのような相談にもっと来てもらいたいのか、あるいは、利用できる相談の制度を充実させようとしているのかを伺いたい。もしとしどし活用してもらいたいということになれば、当然人員配置、人員の確保の問題が必要になってくるであろうし、今後1日に何十人と来ても、直ちに即応できるように、単なる相談窓口ではなくて相談員としていわゆる常駐させるような人員配置が必要なのではないか。検察庁の場合は、刑事関係が主であるが、被害者支援室を各検察庁独自に設け、検察事務官OBを支援員として再雇用している。奈良地検では、毎日1人は確実に支援室に常駐させており、刑事事件等のいろいろな悩み事の相談も支援室に来てもらえれば、いつでも応対できる制度をとっている。
- 例えば10月の奈良簡裁での相談件数は、1カ月で229件、1日平均10件超の相談があり、相談時間は10分から30分程度なので、指摘のように、1日の相談者が20人、30人というようになると、今すぐ対応できるかという問題が確かにある。ただ、基本的には裁判所としては多く相談に来てもらいたい、できるだけ利用してもらいたいというスタンスである。
- 弁護士会等がやっている法律相談は、具体的な勝ち負けに関するものであるが、裁判所で行っている相談は、どういう手続が裁判所ではメニューとして用意でき、それはどのように使えるかという趣旨の手続相談であり、アドバイスといっても、おのずから限度がある、できるだけ効率的に多くの市民に利用してもらえるような配慮、工夫は重ねていきたい。庁規模によっては、専属の書記官をそろえられるわけではないが、少しでも相談者の役に立てる工夫を重ねていきたい。

(支払督促、民事調停、訴訟等の申立書式を回覧)

- 裁判所がたくさん来てほしいとかいうよりも、どうしてもそれを利用しなかったら困る人には、隅々までPRする必要があると思う。現在、社会問題になっている多重債務の問題に関して、先月ある新聞に載っていた裁判官の投稿を紹介すると、「必要があってお金を借り、月々きちんと返していた方がこの不況で収入が減り、返済のために別のところから借金をし、だんだん借金がふえて、しまいには収入を皆返済に回して生活費にも事欠くようになる、こういう方が本当にふえています。日本は福祉国家です。社会保障の力で国民の生活を守るのが国の役目です。先のような方のための社会保障が破産です。」というもので、最後に、「子供が生まれたら児童手当を受けるように、失業したら雇用保険を受けるように、多重債務になったら破産をしてください。裁判所には破産以外のメニューもありますが、詳しくは窓口でお尋ねください」とこのままの文章が載っていた。私は今まで裁判官とか裁判所について持っていた認識を新たにした。このメッセージは、裁判所はこのように開かれているんだということの何よりの広報になったのではないか。多重債務については、借りたものは返すべきだと、自分の責任は自分でとれという考え方も一方で根強くあり、私も、場合によってはそれは当然だと思うが、本当に困っている人に手を差し伸べようという姿勢が裁判官や裁判所にあるというか、前からあったのかその辺はよくわからないが、とても新鮮な感じを受けた。
- 特定調停や破産が今激増している。あくまでも個人的な推測であるが、まず需要があり、その上にマスコミの紹介報道が一層増加に拍車をかけているのではないかと思う。だから、知らせるということが確かに必要で、特定調停や破産の関係が増えているわけであるが、それについては人員的なことも含めて、今のところ対応できていると思っている。
- 破産であれば裁判所へ直接行くよりも弁護士に頼むものと考えていた。
- 裁判所も今自己破産で相談に来られると、書記官は、弁護士に相談に行かれた方がいいというサジェスチョンをしているように聞いている。確かに書類をそろえるといつても非常に多岐にわたるし、事案ごとによっても提出書類が異なることもあります、何よりも暴力的な債権者の違法な取立てから本人を守るということを考えると、弁護士が代理になるのが最適だろうと思う。モデルケースの関係で、書記官が裁判以外の3つの方法が考えられると言っているが、4番目に弁護士に相談に行くという方法があるということをやはり言っていただきたい。それと、それぞれメリットもあればデメリットもある。訴訟は、自分の住所地でもできる場合があるが、支払督促、民事調停では、相手方が遠くに住んでいるとその裁判所でしかできないという管轄の問題がある。また、判決が出たり、判決と同じ効力を有する支払督促、調停調書ができれば、そのお金は裁判所が取り立ててくれるという誤解を多くの人がしている。せっかく本人で苦労して調書を得たが、お金は入ってこないとなると、もう一度弁護士に頼んで執行手続をしてもらわなければならない。それを考えると、最初から全部頼んだ方が早いのではないか。弁護士の場合は、相手の財産が不安定であれば仮差押えという手続もとる。いろいろなケースを考えると、単に方法の紹介をすることが、果たしてそれが親切だけで済むかという疑問を感じる場合もある。

□ 確かに執行という問題が意外な盲点になっている。皆さん裁判所で例えば判決に勝てばそれで一件落着のようなイメージをお持ちだと思うが、執行という問題があるのは指摘のとおりである。使い勝手という点から言えば、現実にお金が戻ってくるところまで含めて手当て、制度を考えるのは望ましいとは思うが、ほかのいろいろな問題があり、伝統的に裁判というケースと、現実にお金の取立ての執行というケースは分離してやるのが合理的な制度であるというようになっている。

次に、モデルケース2の傍聴関係についてであるが、現実に裁判傍聴が多いのは刑事事件であると思うがどうか。

○ 最近は刑事事件での傍聴について、弁護士会主催、婦人の勉強会の主催、中学生、高校生の法廷傍聴ということで、非常に集団での法廷傍聴が増えている。今後法律家以外の人が裁判に関与する裁判員制度が導入される予定になっているので、法廷傍聴に来られたときには、時間が許す限り刑事裁判の説明をしている。特に民事事件の場合には、事件番号等しか書いていないのでわかりづらいが、刑事事件の場合には、事件名や被告人の名前等で簡単に法廷傍聴ができる、当日行っても、どんな事件かわかりやすいと思うので、ぜひ法廷傍聴に来ていただきたい。

○ 検察庁においても、市民、国民に検察庁の業務内容を理解してもらうということをどういう方法でやればいいのか、裁判所と同じように苦慮しているところである。検察庁の方でよくやっているのは、中学生、高校生から検察庁の傍聴等の依頼があれば出張で行ったり、検察庁に来てもらって説明したりしている。刑事裁判の場合には、著名な裁判でなければ基本的には自由に傍聴できるので、機会があれば、検察官等に引率させて、もちろん裁判官の承諾も得た上で傍聴させるということをやっているし、今後もやっていきたいと思っている。その際に刑事裁判の具体的な流れを事前に説明してあげないと、傍聴に行ったとしても、どういう手続の中で今どういうところを傍聴しているのかがわからないので、単に傍聴してもらえばいいということではなく、事あるごとに刑事裁判の流れや具体的な事件の概要をある程度お教えした上で、傍聴していただいた方がいいという気がしている。

□ 弁護士会主催の傍聴では、今のような点を説明されているのか。また、民事事件の傍聴はどうか。

○ 刑事事件の傍聴は、弁護士会ではかなり以前から裁判傍聴運動というのをやっており、毎月定期的に開いているものと、春休み、夏休みに学校関係者の要望を入れてやっているものがある。事前説明がないと、何をやっているのかわかりにくいので、弁護士会主催の場合には必ず傍聴の前に裁判制度の流れについて説明をし、今日はどの部分だというレクチャーを行う。傍聴後、もう一度集まり、感想や質問、意見を述べてもらう。そういうのを今日まで繰り返している。刑事事件では、全く事実に争いがなければ、1回の公判で論告求刑、弁論までいくことが多いので、大体1時間弱ぐらいの1回の傍聴で、冒頭から判決手前の手続まで一応全部見られる。証人調べだけをとってみた場合でも、一応一問一答形式で聞くから、それなりに前もって知識があればわかるということになる。

民事裁判の場合には、訴状、答弁書の提出、準備期日での書面や証拠書類の提出があり、裁判所と当事者はわかっているが、いきなり法廷を見に行っても、何の裁

判かさっぱりわからないので、民事裁判の流れや争点がわかるというのは非常に難しいと思われる。そのため、弁護士会でも民事裁判の傍聴は余り手がけていない。例外的に、近時、大阪などで実施している大きなビジョンを利用して行う医療関係訴訟や建築紛争等の証拠調べであれば、傍聴席から見ててもわかるかもしれない。

- 刑事裁判で法廷傍聴に集団で来られているときに時間ががあれば終わった後法壇の下において、傍聴の学生等に説明するが、本当に関心を持って傍聴している人とそうでない人との差はものすごく大きく、関心ある学生は、真剣にいろいろ質問してくるので、傍聴後できるだけ説明をするように努力している。
- 民事裁判は回数が数回必要になってくることが多いので、1回だけ見ても確かにわからないというところがあるが、少額訴訟では1回で終わり、その日にその場で判決言い渡しがあるので、刑事裁判のように初めから終わりまで見れてわかりやすい、理解しやすいという意味では、少額訴訟が傍聴に適当な事件になるのではないか。今は30万円までであるが4月からは60万までになり、利用できる訴訟が増えるので、多少民事裁判を傍聴してもらえる機会が増えるという感じはする。
- 事件のときに、一方当事者の支援者がたくさんで傍聴することが、判決に有利に影響するということはないのか。
- そういうことは一切ない。裁判官はあくまで証拠に基づいて民事裁判も刑事裁判も判断するので、たくさん支援者がいても、ひとりぼっちの方が勝つ場合もあるし、あくまでも証拠に基づいて判断するということで、数は全く関係ない。
- 判決を左右することはないというのはそのとおりであるが、刑事の裁判傍聴などで前もってわかっていると、弁護人としてはそれなりに手抜きできない。日ごろ手抜きをするわけではないが、ギャラリーが多いと、大きい声ではっきりと、弁論要旨もそれなりに詳しく等、身構えるというか、きっちとしないとという緊張感はある。恐らくそれは裁判所もそうだろうと思う。これが裁判だと納得してもらえるような努力は、ギャラリーがいないよりはいる場合の方がしていると思う。
- 東京、大阪等ほかの裁判所にも大法廷があり、傍聴希望者が多いときは、なるべく傍聴していただけるように大法廷を使っている。奈良の裁判所は仮庁舎なので、のような大法廷は今の時点ではないが、新庁舎ができれば大法廷もできると思う。傍聴してもらえれば、いかに裁判官が憲法、法律、証拠に基づいてのみ裁判しているかということや緊張感を持ってやっていることがおわかりいただけると思う。
- 非常に活発な意見をいただき大変参考になった。これから裁判をする上でも、裁判所を運営していく立場からも、今日の意見を十分参考にさせていただく。